

国際財務報告解釈指針委員会 御中

2008 年 4 月 25 日

IFRIC 解釈指針案 D23「株主に対する非現金資産の分配」に対するコメント

我々は、IFRIC 解釈指針案 D23「株主に対する非現金資産の分配」（以下「本解釈指針案」という。）に対するコメントの機会を歓迎する。以下の見解は、企業会計基準委員会（ASBJ）の中に設けられた国際対応専門委員会のものである。

質問 1 企業がどのようにして未払配当金に対する負債（未払配当金）を測定すべきであるかを規定することについて

本解釈指針案の第 9 項は、企業は、国際会計基準（以下「IAS」という。）第 37 号「引当金、偶発債務及び偶発資産」に従ってその株主に対して非現金資産を分配する負債の測定を行わなければならないと提案している。IFRIC は、資産の種類に関わらずすべての未払配当金は単一の基準で処理されるべきであると結論した。

この提案に同意するか？ 同意しない場合、すべての未払配当金は単一の基準で処理すべきであるということに同意するか？ それは何故か？ どのような代替案を提案するか？

IAS37 の適用について

1. 非現金資産を分配する負債を IAS 第 37 号に従って測定することには同意するが、当該負債は IAS 第 37 号の適用対象である引当金には該当しないため、IAS 第 37 号を直接適用するのではなく、IAS 第 8 号第 10 項 及び 第 11 項(a)に基づく類推適用として整理すべきものとする。
2. 2005 年 6 月に公表されている IAS 第 37 号改訂の公開草案では、IAS 第 37 号の適用範囲を拡大することが提案されているが、IFRIC の役割は現行の国際財務報告基準（IFRS）の枠組みの中で解釈を示すことであり、上記の公開草案での提案を解釈指針の中で先取りすることは適切ではないものとする。
3. IAS 第 8 号 第 10 項 及び 第 11 項(a)では、適用する基準や解釈指針が存在しない

場合、類似の事項や関連の事項について扱っている基準及び解釈指針の規定及び指針を参照し、会計方針を適用するように判断しなければならないとしている。こうした取扱いに照らせば、IFRIC は IAS 第 37 号を含めた既存の IFRS について、非現金資産を分配する負債の測定に類推して適用することを定める解釈指針を検討できるものとする。その場合、類推適用を適切とする根拠の説明が必要である。

本解釈指針案の適用範囲について

4. 本解釈指針案の除外規定に、分配の前後で最終的に同一の親会社に支配されている資産の分配（第 5 項）と同様に、スピノフのような会社分割や子会社株式の分配についても含めるべきと考える。
5. IFRIC は審議の中で、分配の前後で最終的に同一の親会社に支配されている分配及び未払配当金について、簿価と公正価値のいずれで測定すべきかを検討した。IFRIC はこの問題について合意に至らず、また、IASB が共通支配下での企業結合に関連するプロジェクトを議題として取り上げるかどうかを検討していることもあり、この分配を解釈指針の範囲外とすることとした。IFRIC の一部のメンバーは、簿価で測定すべきとする根拠として、(1)親会社の立場からは何も変わらないという点と、(2)取引はもっぱらグループ再編のために行われるという点を主張した。こうした理由、特に前者は、共通支配下の取引のみならず、スピノフのような会社分割や子会社株式の分配においても該当する場合がある。したがって、これらの取引についても、本解釈指針の範囲外とし、IASB が共通支配下の企業結合の論点の検討を行う際に合わせて検討すべきと考える。

質問 2 企業が未払配当金を清算する場合に、どのようにして分配される資産の帳簿価額と未払配当金の帳簿価額の差異を会計処理するかを規定することについて。

本解釈指針案の第 12 項は、未払配当金が清算される時点で、分配される資産の帳簿価額と未払配当金の帳簿価額の差額を当期損益で認識することを提案している。結論の根拠の BC28 項から BC 43 項は、この提案の理由を説明している。また、結論の根拠は、その差額を資本で直接に認識すべきであるという代替的な見解も含んでいる（BC 第 44 項参照）。

どちらの見解を支持するか、また、それは何故か？

6. 我々は、分配される資産の帳簿価額と未払配当金の帳簿価額の差額を、企業が配

当の宣言を行った時点において、当期損益で認識するという見解を採る。非現金資産の分配は、当該資産に対する投資の清算となるため、資産の売却と同様に損益を認識すべきものとする。

その他のコメント項目

7. 本解釈指針案は、次のような会計処理を提案している。
 - (a) 企業は、分配の宣言時点で資産の分配と未払配当を、IAS 第 37 号にしたがって公正価値で測定する。
 - (b) 企業は、未払配当を清算する時点で、未払配当と分配される資産の簿価の差額を当期損益に計上する。
8. 上記の提案に従うと、会計期間末において不合理な結果を招く場合がある。すなわち、非現金資産の分配が宣言されているが会計期間末時点で実際の分配が行われていない場合、簿価よりも多額な公正価値によって利益剰余金の減額がなされる。この結果、企業の実際の財政状態を忠実に反映しない財政状態計算書（貸借対照表）が作成される可能性がある。
9. 分配の宣言と実行が同一の会計期間内に行われる（つまり、未払配当が残らない）場合には、このような問題は生じないが、本解釈指針案において未払配当金の測定が論点とされている以上、期末に未払配当金が存在することも想定されているものと考えられる。その場合において上記のような不合理が生じる可能性を含む、提案されている処理は、表現の忠実性という観点から明らかに問題があると考ええる。
10. 我々は、非現金資産の分配が宣言された時点において、未払配当金のみならず、分配される資産についても公正価値で測定すべきと提案する。なぜなら、そうした処理が、本解釈指針案で提案されたものよりも、企業の財政状態をより忠実に表現するものであると考えるためである。
11. 我々は、IFRIC が審議の中で、分配が資産の再評価のトリガーとなるかどうかについて検討を行い、現行の IFRS においてはこうした考え方を支持する定めがないことをもって、トリガーとならないとする結論に達したことを承知している。しかしながら、本解釈指針案で提案された方法によって生じ得る不合理を考慮すれば、「目的適合性」と「信頼性」という会計情報が有すべき基本的な質的特性を優先した判断

Accounting Standards Board of Japan (ASBJ)

Fukoku Seimei Building 20F, 2-2, Uchisaiwaicho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0011, Japan
Phone +81-3-5510-2737 Facsimile +81-3-5510-2717 URL <http://www.asb.or.jp/>



が求められるものと信じている。

我々のコメントが国際会計基準審議会（IASB）及び国際財務報告解釈指針委員会（IFRIC）の最終的な意思決定に貢献することを希望する。

新井 武広

国際対応専門委員会 専門委員長

企業会計基準委員会 委員（常勤）

以 上